

甲種組合員 各位

静岡県歯科医師国民健康保険組合
理事長 尾崎 元紀
(公印省略)

令和8年度国民健康保険料改定のお知らせ

標記の件につきまして、第135回組合会(令和8年2月26日開催)におきまして、令和8年度からの子ども・子育て支援納付金分保険料の新設及び後期高齢者支援金分保険料、介護納付金分保険料の改定が可決承認されました。つきましては、令和8年4月1日から保険料賦課額を下記のとおり改定させていただくことをお知らせいたします。

ご理解とご協力の上、貴歯科医院の乙種組合員の方へもご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

－ 令和8年度 保険料賦課額 －

【月額】(令和8年4月分から)

(単位:円)

区分	医療給付費分		後期高齢者支援金分 (被保険者全員に賦課)	介護納付金分 (40～64歳の被保険者)	子ども・子育て 支援納付金分 (18歳以上の被保険者)	
	均等割 (被保険者全員に賦課)	収入割 (歯科医師のみ賦課)				
組合員	甲1種組合員 (県歯会員)	15,200 (据え置き)	・令和6年分収入額× (6/1000)÷12 ・上限は30,000円 ※100円未満切り捨て ・法人の主たる甲1種組 合員は、30,000円	5,600 (改定)	5,800 (改定)	600 (新設)
	乙1種組合員 (勤務歯科医師)	14,700 (据え置き)				
	乙2種組合員 (勤務歯科医師以外)	11,700 (据え置き)				
家族	甲1種・乙1種・後期 高齢者甲種組合員家族	8,700 (据え置き)				
	乙2種・後期高齢者 乙種組合員家族	7,700 (据え置き)				
後期高齢者組合員分 (75歳以上)	1,000 (据え置き)					

※医療給付費分保険料は年間90万円(世帯合算)が上限。

《新設・改正理由》

令和8年度から子ども子育て支援制度が始まるため、従来の保険料とあわせて新たに「子ども・子育て支援納付金分保険料」を賦課・徴収し、皆様にかわって国保組合が国へ納付するものです。

また、後期高齢者支援金分保険料及び介護納付金分保険料については、前年度より国へ納付する金額が増額となる予定であることや、納付に必要な金額を頭割りする被保険者数が減少していることなどにより、月額保険料の引き上げが必要になりました。